

管理職手当規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 31 日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市規則第50号

管理職手当規則の一部を改正する規則

管理職手当規則（昭和32年名古屋市規則第67号）の一部を次のように改正する。

附則第 6 項を次のように改める。

- 6 指導主事（職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和 4 年名古屋市条例第40号）附則第 8 項又は第 9 項の規定により採用された職員に限る。）の職に係る管理職手当の区分は、第 2 条第 2 項の規定にかかわらず、令和 7 年 4 月 1 日から令和11年 3 月31日までの間、4 種とする。

別表第 1 市長の事務部局内部部局の項中「地域企画」を「地域企画・危機管理等」に改め、同表市長の事務部局その他の項中

「

環境局工場	工場長	6 種
-------	-----	-----

を

」

「

環境局工場	工場長	6 種
厚生院	院長	2 種
	診療科部長（医療職給料表（1）の職務の級 3 級にある者に限る。）	5 種
	管理課長	6 種

に、

」

「

厚生院	院長	2 種
	次長	4 種
	診療科部長（医療職給料表（1）の職務の級 3 級にある者に限る。）	5 種
	管理課長	6 種
中央看護専門学校	校長	4 種
	管理課長	6 種
	課長（管理課長を除く。）	7 種

を

」

「

衛生研究所	所長	4 種
	副所長	6 種
	課長	7 種
	部長	8 種

に、

」

「

食肉衛生検査所	所長	7 種
衛生研究所	所長	4 種
	副所長	6 種
	課長	7 種
	部長	8 種

を

」

「

食肉衛生検査所	所長	7 種
---------	----	-----

に改め、同表教

」

育委員会事務局内部部局の項中「及び学校づくり推進監」を削り、

「

「

部長及び担当部長	3 種
----------	-----

を

部長及び担当部長（子ども応援）	3 種
担当部長（担当部長（子ども応援）を除く。）	4 種

」

」

に改め、「義務教育課長、」を削り、「、教諭から引き続いて指導主事に命ぜられた者又は新たに採用されて指導主事に命ぜられた者のうち」を「又は」に、「2 級にあるもの」を「特 2 級若しくは 2 級にある者」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
（管理職手当規則の一部を改正する規則の一部改正）
- 2 管理職手当規則の一部を改正する規則（令和 4 年名古屋市規則第 101 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「この規則による改正後の」及び「（以下「新規則」という。）」を削り、「新規則」を「同規則」に改め、「第 2 条第 2 項」の次に

「又は管理職手当規則の一部を改正する規則（令和 7 年名古屋市規則第号）による改正後の管理職手当規則附則第 6 項」を加える。

附則第 3 項中「新規則」を「この規則による改正後の管理職手当規則（以下「新規則」という。）」に改める。